

別紙1 施設保守点検業務等一覧

区 分	概 要
トレーニングルーム運営業務	トレーニングルームの業務及び機械器具の適切な維持管理を実施する。(トレーニングの指導等、専門的な知識を要した指導員の配置を要す。)
日常清掃業務	総合公園体育館が良好かつ清潔に使用できるように、日常清掃を計画的に実施。
建物総合管理業務	総合公園体育館の総合的なビルメンテナンス業務であり、定期清掃、空調設備、電気設備の保守点検、受水槽の清掃点検、汚水処理施設の清掃点検等の業務を実施する。
機械警備業務	総合公園体育館、同多目的運動場、同野球場の警備を綜合ガードシステムにより実施する。
冷温水用水処理設備点検業務	水処理装置：機種 NSD-80A 型 (2 台) の点検及び清掃を実施する。(年 2 回実施)
雨水処理施設点検業務	総合公園内に設置されている中水処理施設の点検及び機能管理、水質管理、消毒薬補充等の業務を実施する。 (定期点検年 6 回、水質検査年 2 回実施する。)
エレベーター保守点検業務	総合公園体育館のエレベーターを正常かつ良好な環境に保つよう点検業務を実施する。(毎月実施)
多目的運動場受水槽設備清掃業務	多目的運動場の受水槽 1 基の定期清掃を実施する。 (年 1 回実施)
総合公園作業員業務	総合公園多目的運動場、同野球場の除草、清掃及び管理棟内の清掃を実施する。(施設の利用状況により適時実施する。)
総合公園体育館玄関自動ドア点検業務	総合公園体育館の玄関に設置されている自動扉の保守点検を実施する。(年 2 回実施)
冷水機点検清掃業務	総合公園体育館内に設置されている冷水機 1 台の清掃及び点検業務 (年 1 回実施)
消防設備点検業務	消防法第 17 条 3 の 3 に基づく機器点検及び総合点検を実施する。(総合点検を年 1 回実施し、機械点検は年 2 回実施する。)
総合公園体育館防火対象物定期点検業務	消防法第 8 条の 2 の 2 に規定する防火対象物定期点検業務を実施する。(年 1 回実施)
防火設備点検	建築基準法第 12 条に定められた防火設備の定期点検業務を実施する。(年 1 回実施)